

府中市環境センターが生まれ変わりました



市内のし尿・浄化槽汚泥の処理を行っていた旧府中市環境センターは、建設されてから約40年が経過しました。そして今回、施設の老朽化と運転方式の見直しを行うため、隣接地へ建て替え、4月1日から新たな環境センターへと生まれ変わりました。
 問い合わせ先 環境整備課 (☎41-0870)



新しい府中市環境センターの特徴

■安全と機能の確保

大地震後も大きな補修をすることなく建物を使用できる耐震強度を採用し、人命の安全確保に加えて施設の安定稼働ができるよう建設されています。また、想定最大浸水高さを3.0m以上とすることで災害時の浸水を防ぎます。

■周辺環境への配慮

施設で発生する臭気を吸引し、外部はもちろん場内にも拡散しないようにしています。吸引された臭気は効率的に基準値以下まで脱臭を行い、大気に放出されます。

■緊急対応が可能に

IT技術で遠隔監視が可能になり、緊急時に迅速な対応ができるようになりました。



脱臭設備



中央監視室

? よくある疑問・質問

Q. 府中市環境センターって何をするとところ?
 市内のし尿や浄化槽汚泥をバキューム車で回収し、処理を行う施設です。

Q. 助燃剤ってどんなもの?
 し尿・浄化槽汚泥を脱水することで、焼却施設での燃料として再利用されます。また、焼却施設で可燃ごみと混焼することで、補助燃料を必要としないため、CO₂の削減が可能となります。

Q. 浄化槽汚泥って何?
 汚れが分解できず水槽に貯まった泥状の物質です。

処理の流れ

受入・貯留設備

バキューム車で収集されたし尿・浄化槽汚泥は、受け入れ、砂石などを選別後、混入物を細かく破碎・切断しながら貯留槽へ移されます。



受入室

資源化設備

受入・貯留設備からやってきたし尿と浄化槽汚泥は、汚泥濃縮機や汚泥脱水機により、多くの水分を含んだ状態から、水分と固形物へと分離する処理が行われます。



汚泥脱水機

水分

資源化設備で分離された水分は、下水道への放流基準を満たした水質に処理された後、下水道へ放流されます。

固形物(助燃剤)

資源化設備で分離された固形物は、焼却処分施設へ移送し、助燃剤として焼却処分を行います。



助燃剤

旧施設は、市職員が運転管理を行ってきましたが、新施設では将来的な人員確保などのため、市内の業者を含む民間業者へ委託し、運転管理を行っています。また、市はこれまで通り、市民の皆さんの意見などを伺いながら、安全・安心な施設運営に向けて指導監督を行っていきます。



受けていますか? 浄化槽法定検査

浄化槽には、定期的な保守点検・清掃はもちろん、法定検査を受けることが法律で義務付けられています。浄化槽を設置・管理している人は、必ず法定検査を受検しましょう。

使用開始後の検査

浄化槽を新設・変更したときは、設置工事が正しく行われているかなどの検査を受ける必要があります。使用開始後3か月が経過した日から5か月以内に、県知事指定検査機関の検査を受けてください。

毎年1回の定期検査

浄化槽の浄化機能が十分に発揮されているか確認するため、毎年1回、県知事指定検査機関の検査を必ず受けてください。

法定検査の詳細はこちら



～生活排水をきれいな水に～

小型浄化槽設置に補助金があります

浄化槽設置費補助金

補助対象	建売住宅を除く専用住宅
補助対象地域	公共下水道の事業計画区域、大型合併処理浄化槽の処理区域を除く市内全域
補助限度額	▷5人槽…33万2,000円 ▷7人槽…41万4,000円 ▷10人槽…54万8,000円

※新築への補助は、令和4年度末で終了予定です。

特例補助金

補助対象	府中市汚水処理施設整備構想(令和2年3月策定)で公共下水道の整備区域から浄化槽の整備区域に変更になった区域は、浄化槽設置費補助金に加算されます。
補助限度額	▷5人槽…38万3,000円 ▷7人槽…45万9,000円 ▷10人槽…58万4,000円

※令和8年度末で終了予定です。

補助金の詳細はこちら



浄化槽法定検査・浄化槽設置費補助金に関する問い合わせ先 環境整備課 (☎43-9222)